

小売電気事業者に対する アンケート調査結果について

調査の概要

調査目的

- 本年4月からの電力小売全面自由化に伴い、国及び独立行政法人等の低圧受電施設においても自由に電気の調達が可能となったところ。このため、電気の供給を受ける契約に係る具体的な運用のあり方や調達対象となる小売電気事業者の評価方法等の検討に当たっての基礎資料とする目的で、供給側の小売電気事業者に対する調査を実施。

調査対象

- 旧一般電気事業者10社、新電力47社（新電力は平成27年度の販売電力量の上位50社を対象。ただし、うち3社は小売電気事業者の登録がないことから除外）

調査期間

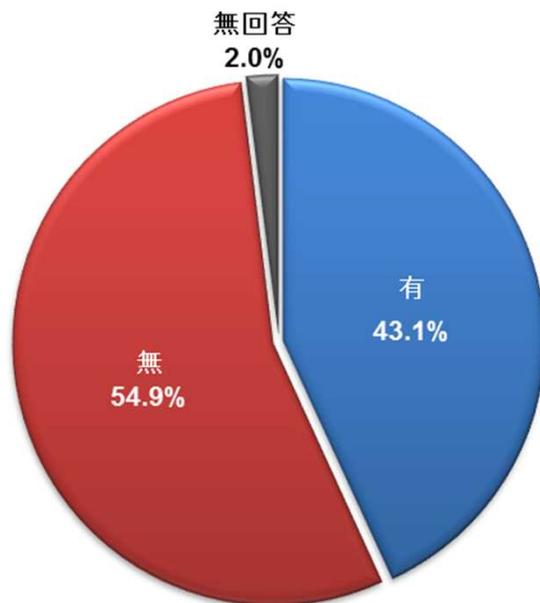
- 平成28年7月22日～8月5日（8月18日到着分まで有効）

回収状況

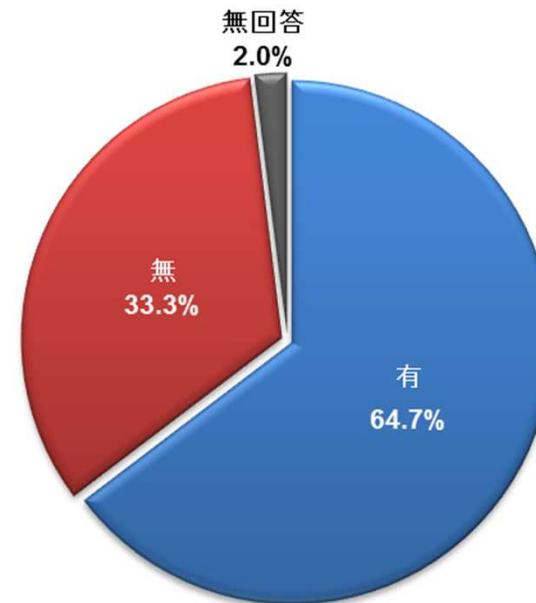
- 51事業者より回答

問1 平成27年度における電力の供給実績

- 国及び独立行政法人等に電力を供給した実績のある事業者は**43%**
- 地方公共団体に電力を供給した実績のある事業者は**65%**
- 国及び独立行政法人等の低圧受電施設等への供給実績について回答のあった事業者が供給した電力量の平均は**約5,000～16,000kWh/年**



国及び独立行政法人等への供給実績



地方公共団体への供給実績

問2(1) 低圧受電施設への電力供給意向【国及び独立行政法人等】

- 電力を条件次第で供給又は供給について検討中とする事業者は**約半数**



低圧受電施設への電力供給意向

問2(2)【供給する場合の要件】

- ある程度まとめて発注（施設数、契約電力等）（同様意見多数）
- 供給が困難な契約種別を含まない
- 入札に付す場合は地域別の裾切り基準とすべき
- 長期の契約期間で発注
- 裾切り基準の緩和
- 発注はまとめてもよいが、個別契約とすべき
- 入札手続事務の簡素化（提出書類の削減、様式の統一等）
- 裾切りの基準・配点等は全府省庁で統一基準とすべき

問2(3)【施設をまとめる場合の目安】

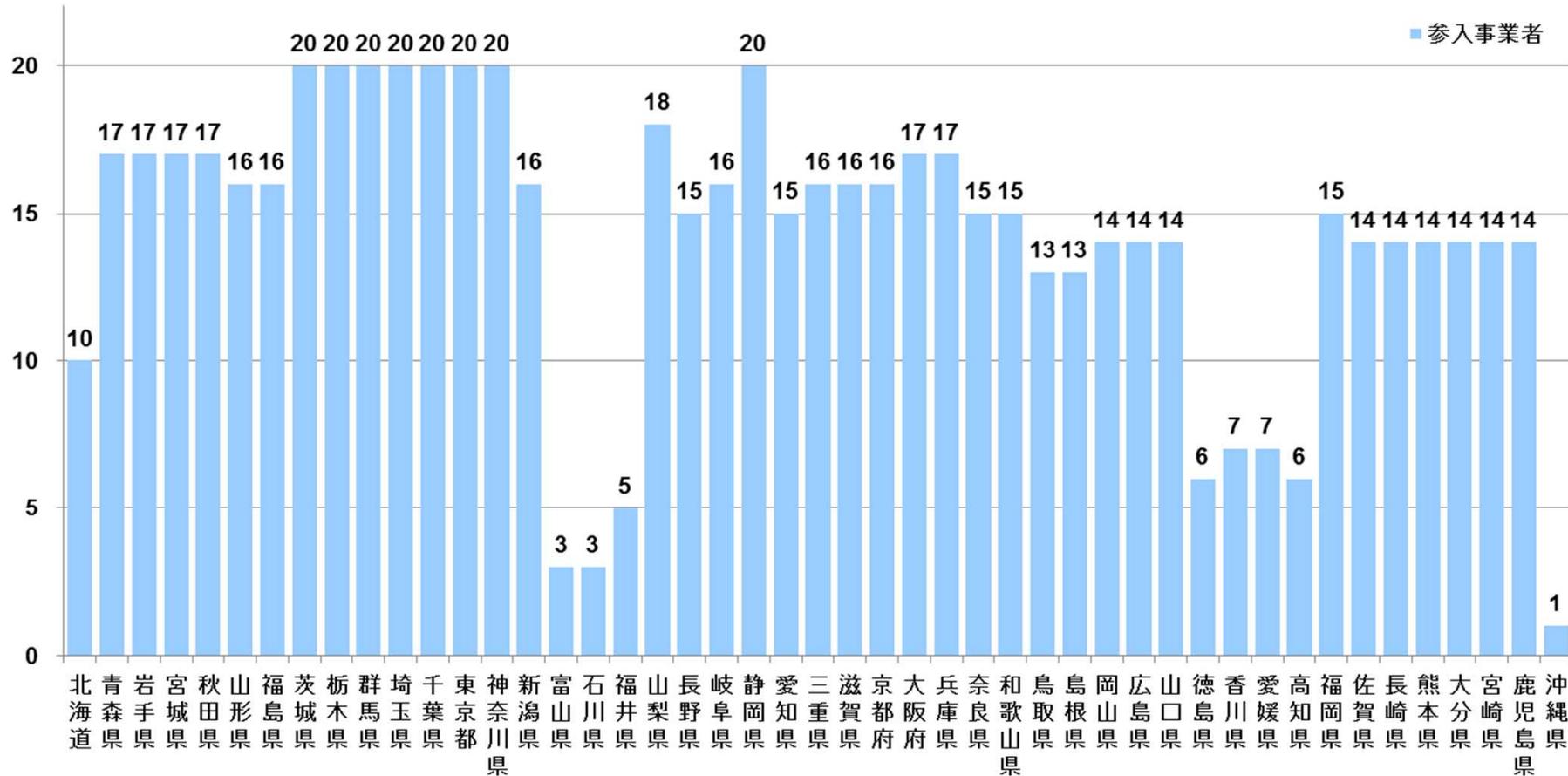
- 地域や同機能の施設、予定使用電力量の近い施設をまとめる
- 旧一般電気事業者の供給区域内（送配電事業者）でまとめる
- 契約電力100kW以上、500kW以上、1,000kW以上
- 施設数50～100施設
- 大量一括発注は対応が困難

問2(4)【発注者の留意点、低圧電力供給への考え方】

- 託送契約との整合を図るべき
- 定額供給、小規模従量制の施設等は費用対効果を考慮すべき
- 契約種別は低圧部門の従量電灯及び低圧電力に絞るべき
- 調達・供給双方にとって効率的な運用手続とすべき
- 請求手続事務の簡素化（一括請求・個別内訳等）

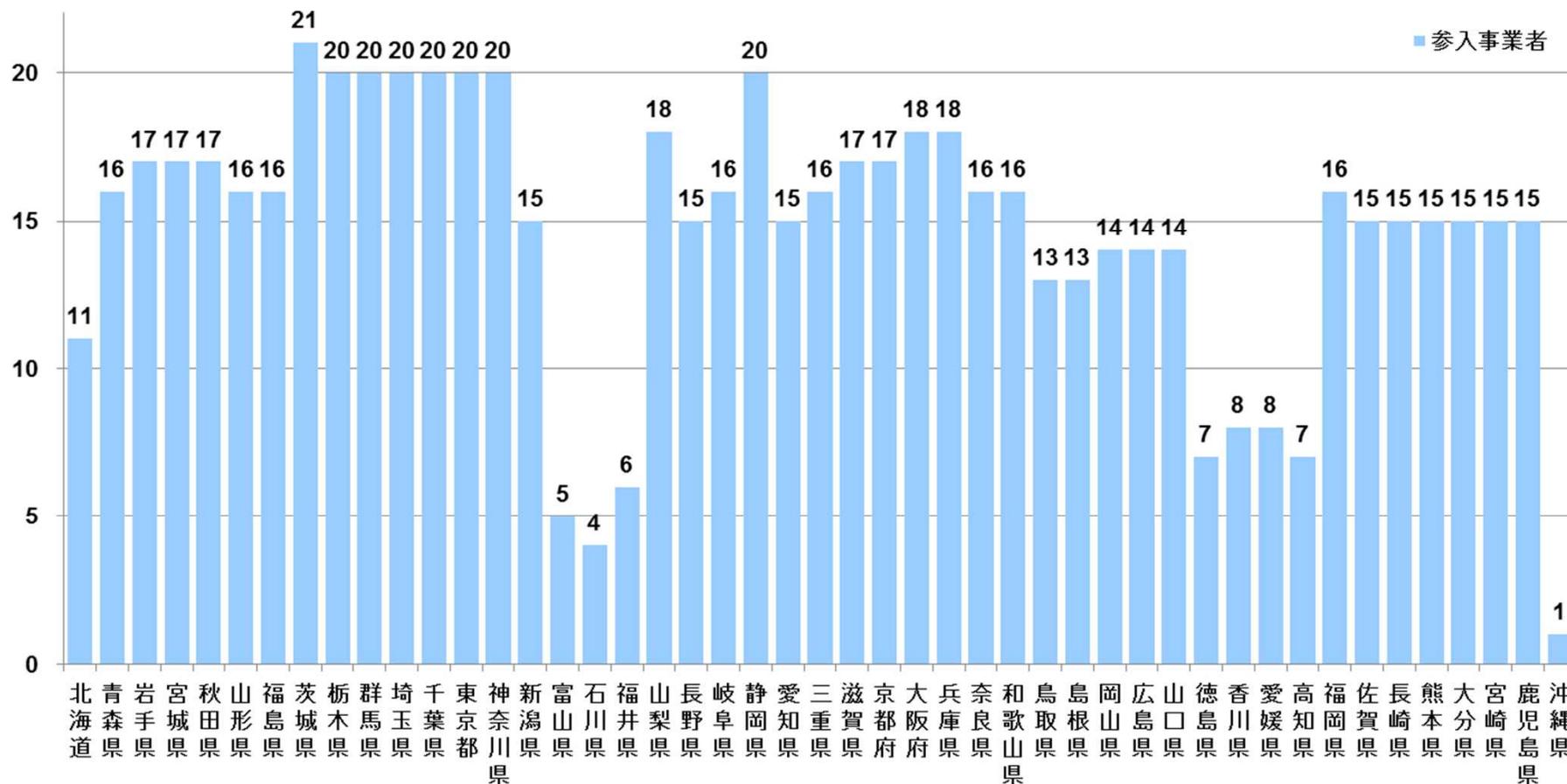
問2(5) 都道府県別低圧電力供給（予定）状況【平成28年度】

(事業者)



問2(5) 都道府県別低圧電力の供給見込み【平成29年度】

(事業者)

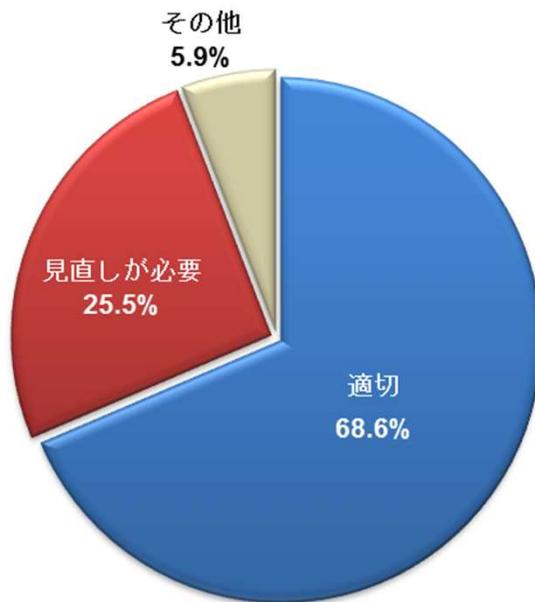


問2(6) 【参入しない理由】

- 卸売電力市場がないなど、需給バランス調整が困難であり参入障壁が高い地域がある
- 電源立地場所との連携線の接続がないこと、又は電源を保有していないこと
- 市場が小さい、調達原価が高い等のコスト面、事業性が不透明であること 等

問3 裾切り方式の評価、意見等

○ 現行の裾切り方式を適切と評価する事業者は**約7割**



裾切り方式の評価等

【現行の裾切り方式は適切】

- 経済性のみでの競争では環境配慮が次第に疎かになるため
- 一定の基準をクリアした事業者が入札に参加することから、確実にCO₂排出削減につながるため（同様意見多数）
- 事業者の事業性評価の観点から何らかの裾切りは必要
- CO₂排出削減、環境負荷低減のための方策として必要
- 発電方式を問わず、中立性の高い基準が適用されるため、多くの事業者に門戸を開き、調達金額の抑制にも資する
- 現在の方式に問題がないため、現行の方式が適切

【変更・見直しが必要】

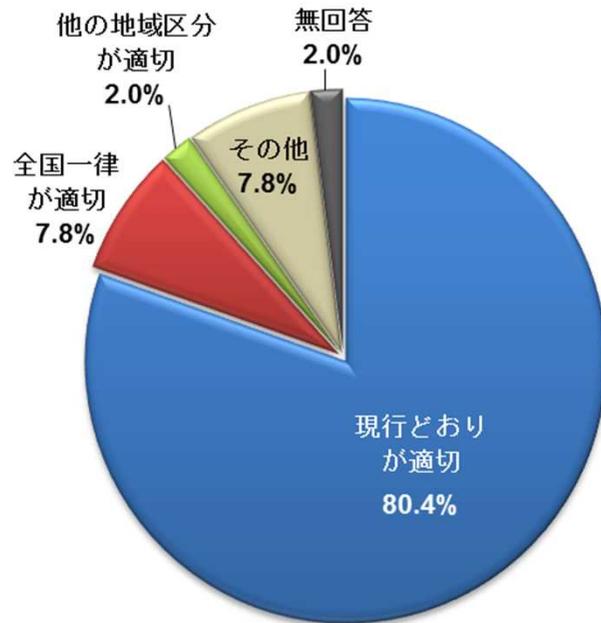
- 前年度実績のみではなく、複数年の実績を考慮すべき
- 裾切りではなく排出係数と価格の両面から評価すべき
- 現行の裾切り方式では最低限の環境配慮であり、総合評価落札方式に変更すべき
- 裾切り基準を厳しくせずに緩和すべき
- 入札実施主体により、裾切り基準が異なる場合があり、入札手続が煩雑でコスト面でも支障を招く。基準の統一が必要
- FIT電源の調整後排出係数が高くなることを見直すべき

【その他】

- 裾切り方式に加え、環境配慮項目について総合的に評価する方式を検討すべき

問4 地域別の裾切り基準の設定

○ 旧一般電気事業者の供給区域ごとの設定が適切とする事業者は**約8割**



地域別の裾切り基準の設定

【旧一般電気事業者の供給区域が適切】

- 旧一般電気事業者の供給区域ごとに参入事業者が異なることが予想され、競争性確保の観点からも現行どおりが適切
- 事業者の需要及び電源の管理は旧一般電気事業者の供給区域ごとに実施され、参入要件が地域別に設定されることは自然
- 再生可能エネルギーの賦存量には明確な地域差があるため
- 託送関連手続は旧一般電気事業者の供給区域ごととなることから、現行どおりが適切
- 参入要件の予見性は必要であり、現行どおり地域別が適切
- 最終的な供給義務は、旧一般電気事業者が負うこととなり、安定供給の観点から、現行どおりの地域別が適切
- 電源構成は、国の政策等に沿い、地域特性を踏まえ構築されたものであり、短期間で変更することは困難であることから、現行どおり地域別の参入要件を維持すべき（同様意見多数）

【全国一律が適切】

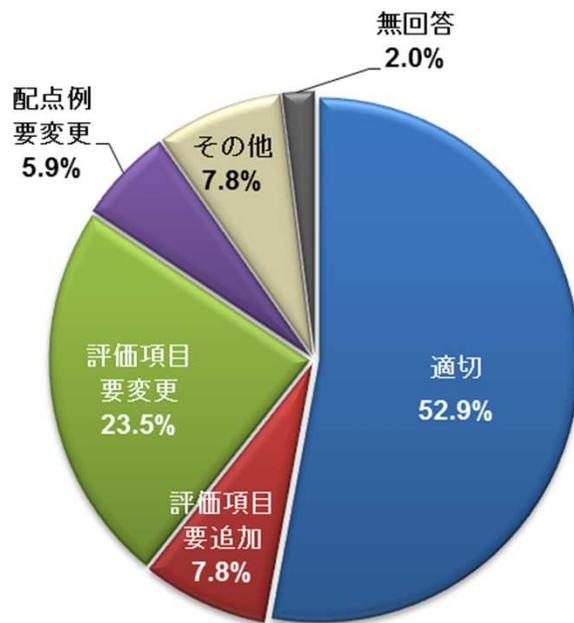
- 小売全面自由化以降の公正な競争の確保の観点から、供給区域を前提とした参入要件は見直すべき
- 現行の旧一般電気事業者の供給区域ごとの設定は、旧一般電気事業者に有利に働くと考えられるため見直しが必要

【その他】

- 地方公共団体ごとに参加要件を設定されており手続が煩雑であるため、旧一般電気事業者の供給区域ごとに見直すべき

問5(1) 裾切り方式の必須項目

○ 現行の裾切り方式の必須項目が適切とする事業者は**過半数**



裾切り方式の必須項目の評価

【必須項目は適切】

- 温室効果ガス排出削減の観点から現行の3項目が適切
- 未利用エネルギーの活用は環境配慮電源の導入を促すため
- 3つの必須項目は、環境配慮契約法の趣旨に沿っているため
- 再生可能エネルギー等の推進は環境負荷低減に直接につながるものであり項目として適切
- 現在の制度が妥当、現行の評価に問題がないため

【必須項目の追加が必要】

- 新規参入事業者にとって不利益とならない項目を設定すべき
- FIT電源の調達量を評価項目に追加すべき
- 現行の加点項目を必須項目にすること等を検討すべき
- 省エネ・節電に関する情報提供を必須項目とすべき

【必須項目の変更が必要】

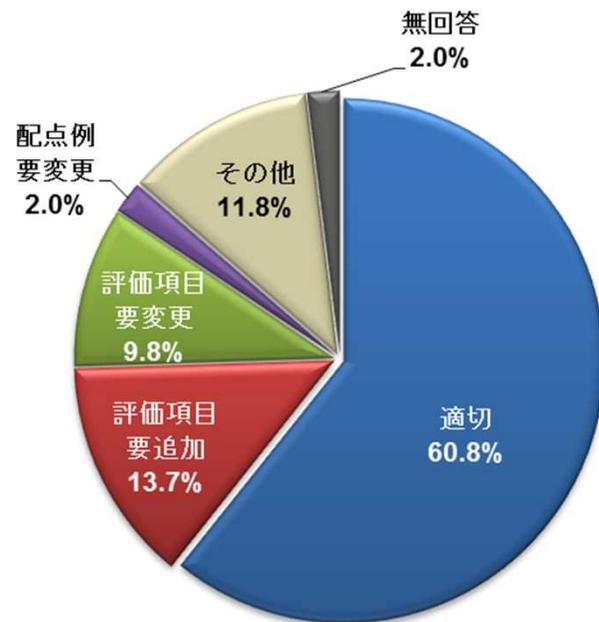
- FIT電源を再生可能エネルギー導入実績として評価すべき
- 非FIT電源が偏在していることから、再生可能エネルギーの導入状況を重視することは疑問
- 複数年で評価する等の年々変動を緩和する措置を検討すべき
- 二酸化炭素排出係数のみの評価で十分
- 二酸化炭素排出係数は実排出係数で評価すべき

【配点例の変更が必要】

- FIT電源以外の再生可能エネルギー導入が困難な状況であることから配点区分を見直すべき

問5(2) 裾切り方式の加点項目

○ 現行の裾切り方式の加点項目が適切とする事業者は**約6割**



裾切り方式の加点項目の評価

【加点項目は適切】

- 省エネ・節電情報等の提供は、需要家の取組を通じて環境負荷の低減に寄与することから、評価されるべき
- 事業者として省エネや発電に関する情報提供を需要家に行うことは温室効果ガス排出削減に貢献するため評価すべき
- グリーン電力証書の活用、省エネ・節電の情報提供は環境配慮契約法の趣旨に沿っているため
- 現在の制度が妥当、現行の評価に問題がないため

【加点項目の追加が必要】

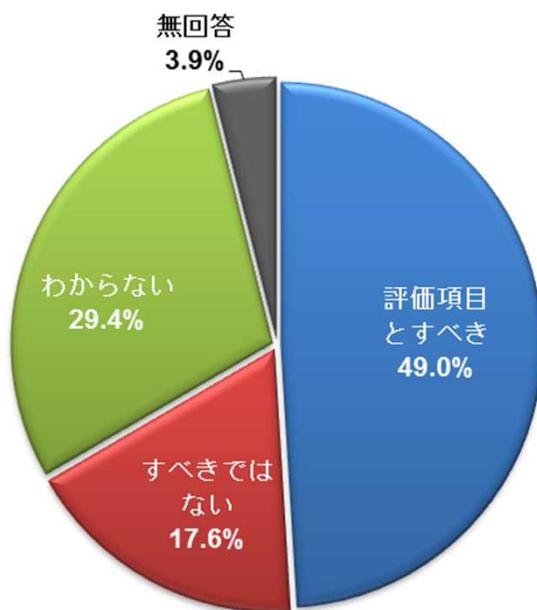
- デマンドレスポンス等の省エネサービスの取組も評価項目として追加すべき
- 電力の小売営業の指針の「望ましい行為」を評価項目に追加すべき
- 地産地消による送電ロス減少、デマンドレスポンスによる需要減等の新たな取組を都度新規として評価項目に追加すべき
- 省エネ・節電に関する情報提供を必須項目とすべき
- 加点項目の選択肢はなるべく多く設定すべき
- 電気事業者低炭素協議会の加入の有無を評価してはどうか
- 事業活動に伴う環境負荷低減への取組を評価してはどうか

【その他】

- グリーン電力証書の活用は少ないため配点を引き下げるべき

問5(3) 電力の小売営業に関する指針の「望ましい行為」

○ 「望ましい行為」を評価項目とすべきとする事業者は**約半数**



裾切り方式の加点項目の評価

【評価項目とすべき】

- 電源構成の開示等に積極的に取り組む姿勢は評価すべき
- 望ましい行為を推進する事業者を適切に評価すべき
- 指針に従わない事業者は応札資格を得られないようにすべき
- 電源構成の開示やFIT電気の表記は事業者の差別化要素となるため、評価項目とすべき
- 需要家への省エネ・節電情報の提供と同様に評価すべき
- 望ましい行為は事業者の努力義務と理解しており、当該義務を履行している事業者を評価することは妥当
- 電源構成は事業者の環境負荷低減に向けた取組を示す指標であり、その構成を開示している場合は評価すべき
- 需要家にとって電源構成は供給者を選択する判断材料・要件であるため、指針に則り開示している場合は評価するべき

【評価項目とすべきではない】

- 現行の評価項目で十分であるため
- 事業者が実施すべき必要最低限の事項であるため

【わからない】

- 評価する場合は判断するための明確な基準が必要
- 消費者にとって望ましいが、環境配慮につながるか疑問
- 望ましい行為は基本的に低圧電力を想定して定められているため、高圧電力を主体の事業者には難しい点がある
- 望ましい行為の評価項目と適合証明の方法を明示すべき

問6 低炭素な電気、事業活動に伴う環境負荷低減の取組

【低炭素な電気とするための取組】

- 再生可能エネルギーの調達（同様の取組多数）
- 安全の確保と地域の信頼を最優先とした原子力発電の再稼働・利用（同様の取組多数）
- 天然ガスの積極的な調達、ガスタービンコンバインドサイクル発電
- FIT電源の調達
- 廃棄物発電の推進
- 太陽光発電所、風力発電所の建設、普及に向けた活動
- 新設・老朽火力リプレース時におけるBAT（経済的に利用可能な最良の技術）の活用
- クリーンコールテクノロジー等の技術開発
- 発電所における高い発電効率の維持のための運転制御、調整運転
- 火力発電所におけるバイオマス混燃
- 火力発電所の熱効率の維持・向上
- 炭素クレジットを活用した排出係数削減

【事業活動に伴う環境負荷低減の取組】

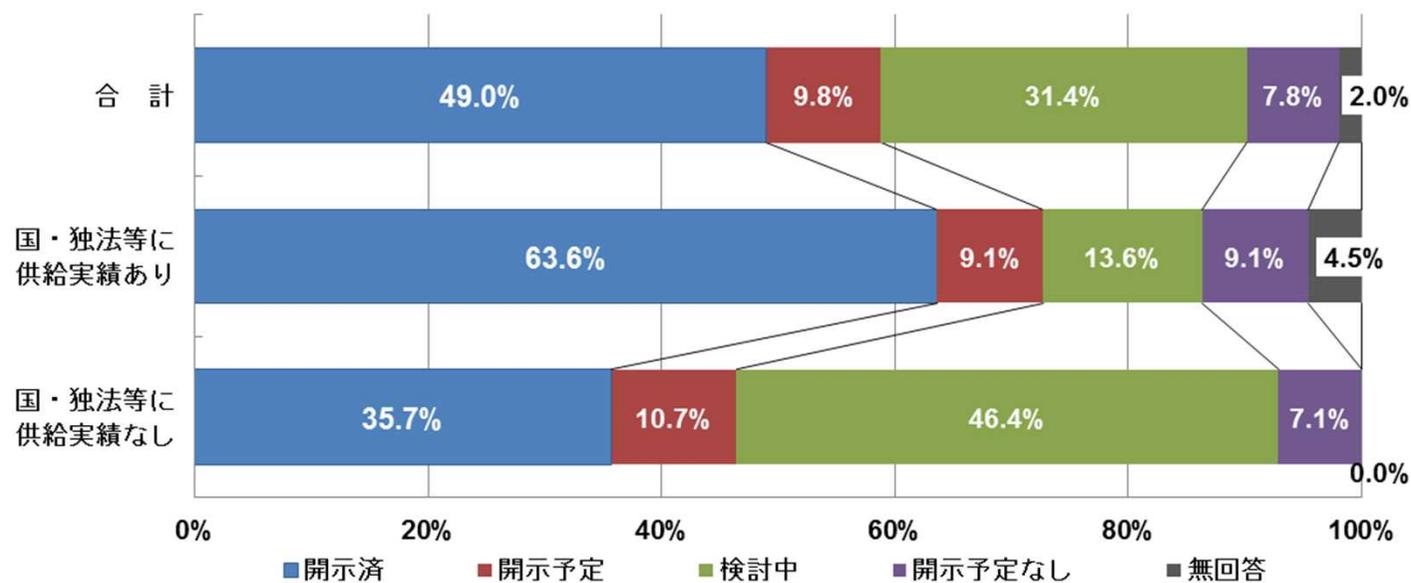
- 見える化サービス、デマンドレスポンスサービス等による需要家の省エネの推進（同様の取組多数）
- 需要家の省エネ・省CO₂化促進のための相談の受付
- 需要家用のWEBサイトの開設、適切な情報提供
- エネルギーマネジメントシステムを通じた省エネ診断の実施
- オフィスにおけるクールビズ・ウォームビズの実施
- オフィスにおける使用電力量の削減、省エネルギーの推進
- 空調時間・空調温度の厳正管理
- 電気自動車等の次世代自動車の導入
- 営業活動等における公共交通機関の利用
- 廃棄物の適正な管理・処分、3Rの推進による環境負荷の低減
- NPOや行政の環境保全活動等に係る支援・寄付等

問7 二酸化炭素排出係数削減のための方策

- ◆ 「電気事業低炭素社会協議会」への参加（2030年度の排出係数0.37kg-CO₂/kWh程度（使用端）を目標）
- ◆ 省エネ・省CO₂活動を通じて需要側のCO₂排出削減を促進
- ◆ 排出権クレジットの償却や官公庁入札市場における再生可能エネルギー調達
- ◆ 再生可能エネルギー電源の開発・確保、非FIT電源の調達推進（同様の方策多数）
- ◆ FITが終了する電源の積極的な確保
- ◆ 木質バイオマス発電所からの電力調達、地方公共団体の清掃工場余剰電力の入札に積極参加
- ◆ 火力発電所におけるバイオマス混焼
- ◆ クレジット購入による調整後排出係数の低減
- ◆ 電力調達先である発電事業者に対する一層の電源高効率化に向けた運転改善の要請
- ◆ 見える化、デマンドレスポンスサービスの実施による需要側の省CO₂の促進
- ◆ LNG火力発電所などの環境負荷の少ない電源の積極的調達
- ◆ 一般廃棄物等を利用した発電施設との契約を推進
- ◆ 安全の確保と地域の信頼を最優先とした原子力発電の活用（同様の方策多数）
- ◆ 高効率火力機や再生可能エネルギーの開発など、総合的な取組を推進
- ◆ 新設・老朽火力リプレイス時のBAT（経済的に利用可能な最良な技術）活用
- ◆ 既設プラントの設備実態に応じた適切な運営・保守等の実施による熱効率の維持
- ◆ クリーンコールテクノロジーなどの技術開発などにより、温室効果ガスの排出抑制

問8 電源構成・二酸化炭素排出係数の情報開示

- 電源構成・二酸化炭素排出係数の情報を既に開示済又は年内に開示予定の事業者は**約6割**
- 平成27年度に国及び独立行政法人等に対する電力供給実績のある事業者に限ると、既に開示済の事業者は**64%**、年内に開示予定を加えると**73%**
- 電力供給実績のない事業者については、既に開示済の事業者は**36%**、検討中の事業者が最も多く**46%**



電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示

環境配慮契約法に基づく電気の供給を受ける契約に関するアンケート調査

のセルにご記入ください。 のセルは選択方式です（必須項目）。

問 1 平成27年度に、国の機関等（〇〇省、〇〇庁、裁判所、国会など）、独立行政法人や国立大学法人等または地方公共団体に対する**電力供給の実績（入札による落札又は随意契約）**がありますか。国及び独立行政法人等への実績がある場合は件数（当該機関との契約件数）及び契約電力量（予定使用電力量）をお答えください。また、地方公共団体の場合は実績の有無をお答えください。

ア) 国及び独立行政法人等への電力供給実績

年度	有無	契約件数			契約（予定使用）電力量		
		高圧・特高	低圧	単位	高圧・特高	低圧	単位
平成27年度	無			件			kWh

注：「低圧」は旧一般電気事業者が対象となります。

イ) 地方公共団体への電力供給実績

年度	有無
平成27年度	

問 2 これまで自由化の対象外であった**低圧電力の施設への電力供給**についてお伺いします。

(1) 国の機関、独立行政法人、国立大学法人等の施設（地方公共団体は除く）であって、低圧電力の施設について、今後、電力を供給する意向はありますか。
※現在、環境配慮契約の具体的な運用のあり方に関する検討を行っていますので、検討結果に基づく手続が必要になる場合のほか、発注機関による手続（入札等への参加等）が必要になる場合があります（以下同じ）。

- {

 - 1 現状の制度のままでも電力供給の意向がある
 - 2 供給のための条件を整えば供給する可能性がある
 - 3 検討している段階である
 - 4 現時点では供給する意向はない

(2) 供給する場合に必要な条件等についてお答えください。
 (ある程度まとめて発注、裾切り条件の緩和、総合評価落札方式の導入、等)

(3) 複数の施設をまとめる場合の目安についてお答えください。
 (施設数、地域、予定使用電力量等)

(4) その他、発注者が考慮すべき項目、低圧電力の電力供給に関する考え方等があればご記入ください。

(5) 供給（予定）する都道府県についてお答えください（供給しない場合は空欄）。

ア) 平成28年度

北海道		埼玉県		岐阜県		鳥取県		佐賀県	
青森県		千葉県		静岡県		島根県		長崎県	
岩手県		東京都		愛知県		岡山県		熊本県	
宮城県		神奈川県		三重県		広島県		大分県	
秋田県		新潟県		滋賀県		山口県		宮崎県	
山形県		富山県		京都府		徳島県		鹿児島県	
福島県		石川県		大阪府		香川県		沖縄県	
茨城県		福井県		兵庫県		愛媛県			
栃木県		山梨県		奈良県		高知県			
群馬県		長野県		和歌山県		福岡県			

イ) 平成29年度以降

北海道		埼玉県		岐阜県		鳥取県		佐賀県	
青森県		千葉県		静岡県		島根県		長崎県	
岩手県		東京都		愛知県		岡山県		熊本県	
宮城県		神奈川県		三重県		広島県		大分県	
秋田県		新潟県		滋賀県		山口県		宮崎県	
山形県		富山県		京都府		徳島県		鹿児島県	
福島県		石川県		大阪府		香川県		沖縄県	
茨城県		福井県		兵庫県		愛媛県			
栃木県		山梨県		奈良県		高知県			
群馬県		長野県		和歌山県		福岡県			

(6) 未供給又は今後も供給予定のない都道府県について、貴社が参入しない主な理由があればご記入ください。（地域性、コスト、認知度等）

◆問3～5は環境配慮契約法についてお伺いします。以下のURLを参照の上、ご回答ください。

URL <http://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

問3 環境配慮契約法では、現在、いわゆる**裾切り方式**を採用しています。このことについてどのようにお考えですか。

- ← {
- 1 適切である
 - 2 裾切り方式の変更・見直しが必要
 - 3 その他

上記のように考える理由や改善に向けた意見等があればご記入ください。

問4 環境配慮契約法の基本方針では、**入札への参入要件を地域別に設定**することとしています。このことについてどのようにお考えですか。

- ← {
- 1 現行どおり、旧一般電気事業者の供給区域が適切
 - 2 全国一律とすることが適切
 - 3 他の地域区分に変更・見直しが必要
 - 4 その他

上記のように考える理由や具体的な意見等があればご記入ください。

問5 **入札への参加要件の評価項目**として取り上げるべき項目について、どのようにお考えですか。

(1) 必須項目（二酸化炭素排出係数(※)、再生可能エネルギー、未利用エネルギー）について

<input type="checkbox"/>	1 適切	5 その他
	2 評価項目の追加が必要	
	3 評価項目の変更・見直しが必要	
	4 配点例の変更・見直しが必要	

上記のように考える理由や具体的な意見等をご記入ください。

※調整後排出係数(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は各電気事業者がその環境報告書で公表したもの)

(2) 加点項目（グリーン電力証書、省エネ・節電情報提供）について

<input type="checkbox"/>	1 適切	5 その他
	2 評価項目の追加が必要	
	3 評価項目の変更・見直しが必要	
	4 配点例の変更・見直しが必要	

上記のように考える理由や具体的な意見等をご記入ください。

(3) 「電力の小売営業に関する指針」に示された「望ましい行為」を評価項目とすべきかどうかについてどのようにお考えですか。

<input type="checkbox"/>	1 評価項目とすべき
	2 評価項目とすべきではない
	3 わからない

上記のように考える理由や具体的な意見（「望ましい行為」の詳細な項目）等をご記入ください。

問6 貴社における低炭素な電気とするための取組や事業活動に伴う環境負荷低減のための取組をご記入ください。問5と同じ回答でも構いません。

問7 貴社の将来的な二酸化炭素排出係数の目標やそのための方策をお答えください。

(1) 貴社の将来的な二酸化炭素排出係数の目標 (2020年/年度、2030年/年度以外の場合は具体的な年/年度も記入)

年次		目標値	備考 (数値目標以外の目標など)
2020	年/年度	kg-CO ₂ /kWh	
2030	年/年度	kg-CO ₂ /kWh	
	年/年度	kg-CO ₂ /kWh	

(2) 実排出係数又は調整後排出係数の別、二酸化炭素排出係数削減のための方策

問8 貴社の電源構成や二酸化炭素排出係数の情報開示などについて状況をご記入ください。

<input type="checkbox"/>	1 開示済 → URL: <input style="width: 200px;" type="text"/>
	2 今後開示予定 → 開示時期 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年 <input style="width: 50px;" type="text"/> 月頃
	3 検討中
	4 開示する予定はない

最後に差し支えなければ、ご回答いただきました方のご所属・お名前・ご連絡先をご記入ください。

ご所属	(団体名)	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	(部署名)	<input style="width: 100%;" type="text"/>
お名前		<input style="width: 100%;" type="text"/>
ご連絡先	(電話番号)	<input style="width: 100%;" type="text"/>
	(E-mail)	<input style="width: 100%;" type="text"/>

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。
 なお、国の機関、独立行政法人や国立大学法人等における電力供給などについて、お問い合わせをさせていただく場合がございますので、その際にはご協力いただきますようお願い申し上げます。